

令和6年(厚)第231号

令和7年6月30日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分を取り消し、従前の障害等級3級の障害厚生年金の継続支給を求めるということである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、眼瞼けいれん(以下「本件傷病」という。)による障害の状態が、厚生年金保険法施行令(以下「厚年令」という。)別表第1に定める程度に該当するとして、障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けていた。

2 厚生労働大臣は、厚生年金保険法施行規則第51条の4第1項の規定による障害の現状に関する診断書として提出された、a病院・A医師作成の令和○年○月○日現症に係る同日付け診断書(以下「現状診断書」という。)を診査した結果、現状診断書の現症日における請求人の本件傷病による障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は、厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)に該当しなくなったとして、令和○年○月○日付けで、請求人に対し、同年○月分から障害厚生年金の支給を停止する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

1 障害厚生年金は、受給権者が厚年令別表第1に定める程度(障害等級3級)以上の障害の状態に該当しなくなったときは、その障害の状態に該当しない間、支給を停止されることとなっている。

2 本件の場合、本件傷病による障害の状態が厚年令別表第1所掲の14号に該当するとして、請求人が障害等級3級の障害厚生年金の支給を受けていたことについては、当事者間に争いはないものと認められるところ、厚生労働大臣が、現状診断書現症日において本件傷病は治った(症状が固定した)と認定した上で、前記「事実」欄第2の2記載の理由による原処分をしたことにに対し、請求人は、これを不服としているのであるから、本件の問題点は、現状診断書現症日において本件傷病は治った(症状が固定した)と認められるかどうかということである。

第2 事実の認定及び判断

1 (略)

2 本件の問題点を検討し、判断する。

(1) 厚年令別表第1は、障害等級3級の障害厚生年金が支給される障害の状態を定めているが、請求人の本件傷病に関わるもの(本件傷病による障害は、まぶたの運動障害であると認められる。)としては、「傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を有するものであつて、厚生労働大臣が定めるもの」が挙げられる。そして、この14号に当たる障害は、厚年令別表第2(障害手当金相当)に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件に障害等級3級として取り扱うものであるところ、同別表第2には「前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」(21号)が定められて

いる。

そして、厚生年金保険法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「障害認定基準」という。）が定められているが、障害の認定及び給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの障害認定基準に依拠するのが相当であると考ええるものである。

- (2) 障害認定基準の「第1 一般的事項」の「5 傷病が治った場合」によれば、「傷病が治った場合」とは、器質的欠損若しくは変形又は機能障害を残している場合は、医学的に傷病が治ったとき、又は、その症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った場合をいうとされ、また、同基準の「第2 障害認定に当たっての基本的事項」の「3 認定の方法」によれば、「傷病が治らないもの」であって、3級の第14号と認定したものについては、経過観察を行い、症状が固定に達したものは、3級の第14号に該当しないものとするとしている。
- (3) 障害認定基準の第3第1章「第1節 眼の障害」によれば、眼の障害は、視力障害、視野障害又はその他の障害に区分するとされているところ、請求人の本件傷病による障害は、その他の障害のうちの「まぶたの運動障害」であると認められ、「身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障害を残すもの」とは、「まぶたの運動障害」のうち、眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度をいうとされている。
- (4) 現状診断書によれば、本件障害の状態について、最近一年間の治療の内容

等は、ジアクス、ムコスタ、ヒアレインなどの各種点眼処方に加え、ボトックス治療、涙点プラグ挿入術、遮光眼鏡の作成等を行いQOL向上を試みるも現状効果は限定的であるとされ、診療回数は年間3回であり、現時における障害の状態として、所見については、前眼部所見は両眼とも「眼瞼けいれん」、中間透光体所見、眼底所見は両眼とも「正常」とされ、「その他の障害」欄には、「V まぶたの運動」に○が付されて「眼瞼けいれんのため開瞼を持続できない」とされ、現時での日常生活活動能力及び労働能力については、夜間に耐えがたい眼痛に見舞われることが多数あり、日中もカーテンを閉め切った部屋で過ごしており、極度の羞明でテレビを見ることも困難であり、現在は休職中であって、今後も就労には周囲の配慮と理解が不可欠であるため、一定の制限が絶えず生じるとされ、「予後」欄には、ボトックス治療を継続するも、根本的治療ではなく不良であり、症状固定となることはほぼ期待できないとされていることが認められる。

これらを総合すると、このような障害の状態は、まぶたの運動障害で障害手当金に相当すると認められる例示である「眼瞼痙攣等で常時両眼のまぶたに著しい運動障害を残すことで作業等が続けられない程度のもの」に該当する。そして、厚年令別表第1所掲の14号に当たる障害は、厚年令別表第2に該当する程度の障害について、原因となった傷病が治っていないことを条件に障害等級3級として取り扱うものであるところ、本件傷病が治ったかどうかについてみると、①最近一年間の治療の内容等として、「・・・などの各種点眼処方に加え、ボトックス治療、涙点プラグ挿入術、遮光眼鏡の作成等を行いQOL向上を試みるも現状効果は限定的である。」とされ、診療回数は年に3回、予後については、「ボ

トックス治療継続するも、根本的治療ではなく不良・・・」とされていること、②現症診断書とA医師が作成した令和〇年〇月〇日現症に係る同日付け診断書とを比較すると、最近一年間の治療の内容等、現症時の日常生活活動能力及び労働能力、予後の各欄における記載内容がほぼ同一であること、③請求人の本件傷病による障害の受給権の発生日が令和〇年〇月〇日とされていること等の事情にも照らして考えれば、現状診断書の現症日において、本件傷病は治った（症状が固定した）状態であるものと認めることができる。なお、A医師が、現状診断書の予後欄に、「・・・症状固定となることはほぼ期待できない。」と記載している点については、ここにいう「症状固定」は、障害認定基準において定められている症状固定とは異なった意味内容のものとして用いられており（むしろ、医学的な治癒がほぼ期待できないことを述べるにすぎないものと解される。）、この文言が記載されているからといって、本件傷病が前記のとおり症状固定していると判断することの妨げにはならないというべきである。

なお、請求人は、審査請求時に、A医師作成の令和〇年〇月〇日付け医師照会（医師意見書）、おくすり手帳、ボトックス手帳を提出しているが、これらによっても、前記の判断が左右されるものではない。

- 3 以上によれば、本件障害の状態は、厚年令別表第1に定める程度に該当しないから、原処分は妥当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。